

追加のローカルルール

1. ドロップゾーン（ローカルルールひな型 E-1）

No.4 ホール左側、No.14 ホール右側にあるペナルティーエリアの中に球がある場合（見つからない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で：

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をホールに近づかず最も近いドロップゾーン（No.4 ホールは2箇所、No.14 ホールは1箇所）にドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

2. プレー禁止区域（ローカルルールひな型 E-8.1）

電磁誘導カート用の2本のレールは、その全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。プレーヤーの球がプレー禁止区域の中や上にある場合、またはプレー禁止区域がプレーヤーの意図するスタンスやスイング区域の障害となる場合、規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（ローカルルールひな型 F-1）

ウッドチップで舗装された道路は動かさない障害物である。ただし、個々のウッドチップ自体はルースインペディメントである。

4. 移動（ローカルルールひな型 G-6）

ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。

ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは動力付きの移動機器に乗車することが常に承認される。

プレーヤーはNo.5～No.6 ホール、No.9～No.10 ホール、No.12～No.13 ホールの間で送迎車に乗ることができる。

このローカルルールの違反の罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

競技委員長